

令和3年度武蔵野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水栓数 | 90,979栓 |
| (2) 年間総給水量 | 16,690,298立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 45,727立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	3,713,532	千円
第1項	営業収益	3,630,785	千円
第2項	営業外収益	82,745	千円
第3項	特別利益	2	千円
		支	出
第1款	水道事業費	3,663,528	千円
第1項	営業費用	3,561,739	千円
第2項	営業外費用	100,787	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額681,615千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,396千円及び当年度分損益勘定留保資金630,219千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	261,036	千円
第1項	企業債	227,116	千円
第2項	固定資産売却代金	1	千円
第3項	負担金	33,919	千円

支 出

第 1 款	資本的支出	942,651千円
第 1 項	建設改良費	635,187千円
第 2 項	企業債償還金	306,464千円
第 3 項	予備費	1,000千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	227,116 千円	証書借入れ又は証券発行	5.0 パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 職員給与費 | 225,369千円 |
| (2) | 交際費 | 10千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産購入限度額は、72,703千円と定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子